

令和元年度 事業計画

はじめに

平成30年度、我が国経済は、緩やかに回復しており、府内のシルバー人材センター事業（以下「シルバー事業」という。）の契約金額は、派遣事業の大幅な伸展により増加し、また、会員数は、平成29年度に会員の減少傾向に歯止めがかかり会員数も微増となりましたが、平成30年度は第2次会員100万人達成計画を各シルバー人材センター（以下「センター」という。）が積極的に推進したことにより、漸増となりました。

平成30年の「高齢社会白書」によれば65歳以上の人口は過去最高の3,515万人となり、高齢者の総人口に占める割合は27.7%に達し、4人に1人以上が高齢者という本格的な高齢社会を迎えております。また、少子化が進み、労働力人口が減少していく中で、日本経済の活力を維持していくためには、雇用の場における女性の活躍の促進や、高齢者が意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働き続けることができる「生涯現役社会」を実現することがますます重要となっております。

一方、65歳までの定年の延長や継続雇用制度の義務化、高齢者の就業ニーズの多様化等により60歳代後半までの入会が少なくなっていることから、会員の年齢層が上昇し、退会者の増加や活力の維持が危惧されています。また、シルバー事業への発注者からの要請は、概して年々増加しており、平成29年度から本格実施された介護予防・日常生活支援総合事業の実施事業者としての役割が期待されております。

こうした状況の中で、センターは、「就業機会の拡大」及び「会員の拡大」を図っていくことがますます重要となっており、さらには、ホワイトカラー関係職種の拡大や女性会員の拡大が急務となっています。

平成28年4月に一億総活躍社会の実現に向け、高年齢者雇用安定法が改正され、高齢者の多様な就労機会の確保、経済的自立に向け、センターの「臨時的」・「短期的」・「軽易」という業務範囲の限定要件が緩和されました。

また、国の令和元年度予算においては、人手不足の悩みを抱える企業を一層強力に支えるため、女性やホワイトカラーの会員拡大等に取り組むセンターに補助金を重点的に交付することとされています。

このような情勢の下で、本年度は、「中期事業計画」の4年目の年度に当たり、これまでの実績や国の施策の動向を踏まえながら、中期事業計画の着実な推進に向けて、シルバー事業に取り組んでいくこととします。「自主・自立、共働・共助」を基本として、各センターと連携を図り、

- ① 会員拡大及び女性・ホワイトカラー会員比率の向上に向けての取組
- ② 就業機会拡大の取組
- ③ シルバー派遣事業の推進
- ④ 安全・適正就業の一層の推進
- ⑤ 組織運営及び財政基盤の強化、地域ネットワークの形成
- ⑥ サポート事業と連携した人材育成事業の実施

などを重点事項として、各センターにおける事業がより円滑に推進できるよう、以下の事業を進めます。

1 会員拡大及び女性・ホワイトカラー会員比率の向上に向けての取組

(1) 会員拡大の取組

ア 第2次会員100万人達成計画を推進するため、公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会作成の「会員増加に向けた取組事例集」も参考とし、会員拡大に取り組んでいきます。具体的には、「一人一会員入会運動」の展開や役職員・会員による組織的な入会勧奨の推進、シルバー事業の案内パンフレットや入会チラシの作成・配布、ホームページの作成・更新等の普及・啓発活動の積極的な展開、シルバー会員の集い、シルバー独自事業の実施、地域イベントへの参加、DVDを活用した定期的な入会説明会の開催等の取組を行うよう、PDCAサイクルによる目標管理、指導事業等いろいろな機会を通じて、センターへ働きかけていくこととします。

イ 連合会の普及・啓発活動として次の取組を行います。

- ・ チラシ、リーフレット、クリアファイル、手提げ袋等を作成し、配布します。
- ・ 広報誌「シルバー人材センター連合きょうと」を発行します。
- ・ 10月の第3土曜日を「シルバーの日」とし、各センターの啓発、広報活動を支援します。

(2) 女性・ホワイトカラー会員比率の向上に向けての取組

介護保険制度改革に伴う介護予防・日常生活支援総合事業の本格実施や

子ども・子育て支援新制度の推進に伴い、今後、福祉・家事援助サービスをはじめとする多くの分野で女性に適した仕事が増えていくことを踏まえ、女性会員の役員への登用、女性の会の設置、女性会員の就業の場の拡大などを行うことによって、今まで以上に女性会員の拡大を推進するよう、センターとともに取り組んでいきます。

また、派遣事業の業務拡大を図ることでホワイトカラー向け職域を拡大し新たな会員獲得を推進するよう、センターとともに取り組んでいきます。

2 就業機会拡大の取組

- (1) 「一人一仕事の紹介運動」の取組、役職員や職群班、地域班、就業開拓員などによる定期的な就業開拓、受注体制の整備、発注者向けの啓発物の作成・配布、ホームページの作成・更新、事業所の調査等就業開拓へ向けての取組をさらに推進するよう、センターとともに取り組んでいきます。
- (2) 高齢者の雇用・就業に対するニーズの多様化に対応した職種確保のため各センターが事務系等、多様な職種を確保できるよう、全国の好事例を収集し、センターへ提供します。
- (3) 要望行動等を通じ、京都府や関係市町村に対してセンターへの仕事の発注を要請するとともに、連合会の就業開拓を通じて入手した企業、団体等の発注情報をセンターへ提供していくこととします。
- (4) 介護保険制度改革に伴う介護予防・日常生活支援総合事業や子ども・子育て支援新制度についての情報提供を積極的に行います。

3 シルバー派遣事業の推進

高齢者の雇用・就業ニーズの多様化等に応えるため、会員への就業機会の拡大、サラリーマン退職者向けの職域拡大、適正就業確保のための請負から派遣事業への切り替えなど、シルバー派遣事業による職域拡大を積極的に取り組んでいくこととします。

また、派遣法の改正に伴う教育訓練の実施については、センターと連携し積極的に対応することとします。

高齢者雇用安定法の改正に伴うセンター業務の「臨・短・軽」要件緩和については、京都府に要望しているところではありますが、関係機関及びセンターと協議しながらその円滑な実施に向けて引き続き取り組んでいくことと

します。

これらのことを踏まえ、シルバー派遣事業については、以下の取組を行うこととします。

- (1) 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業の活用等により派遣登録会員の拡大と派遣先の開拓を積極的に推進するよう、センターへ要請するとともに、高齢者活躍人材確保育成事業の実施に伴う入会促進や福祉団体、大規模商業施設、広域的に事業を展開している企業等を中心に派遣先の開拓を積極的に行っていくこととします。
- (2) 発注者の指揮命令が伴う業務、就業先の従業員と混在して行う業務については、適正就業ガイドラインに則り、シルバー派遣事業へ切り替えるよう、センターへ要請することとします。
- (3) 教育訓練については、入職時の訓練及び1年以上の雇用見込みのある者の訓練及びキャリアコンサルティングについて、引き続き実施事業所において実施することとし、連合会は、府内各ブロックにおいて接遇等の基礎的な教育訓練を実施するとともに、教育訓練の内容、講師の紹介などについて支援します。
- (4) センター業務の「臨・短・軽」要件緩和に関する業種、職種指定に関しては、京都府に要望しているところではありますが、指定後の円滑な実施を目指すとともに、近畿をはじめ全国の他府県の状況について引き続き情報収集し、センターと連合会とが協議しながら積極的に取り組んでいくこととします。

4 職業紹介事業

高齢者の就業ニーズが多様化する中で、シルバー事業になじまない仕事について、臨時的、短期的な雇用契約による就労を希望する高齢者や「臨・短・軽」要件緩和に関する業種、職種指定があった企業に就労を希望する高齢者には、有料職業紹介事業を活用し、雇用の促進を図ります。また、適正な職業紹介事業を推進します。

5 安全・適正就業の一層の推進

シルバー事業の運営にとって、安全就業、適正就業の徹底は、最重要課題であり、令和元年度も「安全・適正就業委員会」において、事故防止、適正就業を一層進めるための啓発や研修等の取組を協議し、その具体化に向けて

次の取組を行うとともに、適正就業ガイドラインの周知・活用に努めます。

- (1) 安全・適正就業推進大会の開催
- (2) 安全就業パトロールの実施
- (3) 安全就業対策推進事業研修会の開催
- (4) 安全就業の啓発
- (5) 適正就業の自主点検

6 組織運営及び財政基盤の強化、地域ネットワークの形成

(1) 公益法人の組織運営の強化

理事や監事の機能を強化するために、各理事が法人運営に積極的に参画するとともに、監事の業務監査や会計監査の権限を有効に行使するよう、取組を強めていきます。

また、センター職員を対象とした研修会の開催や他団体が開催する研修会の案内などにより、公益法人法に基づく法人の運営、公益法人会計基準に基づく会計処理に対処できる事務局職員の育成に努めることとします。

(2) 事務局の体制強化

専門的知識を有するセンター職員の育成のため、事務局職員研修会を実施します。

また、シルバー事業の総合的な推進機能を果たせるよう、職員の充実、職員の育成に努めるなど連合会事務局体制の強化に努めることとします。

(3) 財政基盤の確立

ア 国、府、市、町等への補助金関係の要望行動

国及び地方公共団体からの財政支援の確保及び就業機会の拡大等について、連合会及びセンターに対する支援を得るため、引き続き、京都労働局長、京都府知事及び各広域振興局長、京都府市長会会長、京都府町村会会長等に対する要望行動を行います。

イ 自主財源の確立

自主財源を安定的に確保するために、消費税率の改定を見据えることや、「臨・短・軽」要件緩和に向け、請負の事務費等の割合や派遣の手数料率の見直し等の検討を進めていくこととします。

ウ 地域ネットワークの形成

センターが、地域の抱える課題解決に向けて、シルバー事業やイベン

トなどを通じて、地域の活動団体として、地方公共団体、企業、地域の団体等と連携し、取組を推進できるよう、連合会は側面的な支援をしていくこととします。

7 シルバー人材センター設置促進事業

センターが未設置の井手町、和束町及び笠置町においてセンターの設置促進を図るため、近隣のセンターの協力も得て、京都府及び各町への働きかけ、情報収集等を引き続き行っていきます。

8 高齢者活躍人材確保育成事業

人手不足分野・育児支援分野等の現役世代を支える分野で高齢者の活躍の場を広げる仕事に必要な能力を身につける講習を実施します。

講習内容としては、育児支援分野、介護補助分野、小売り、清掃など、地域において人手不足となる分野の講習を実施し、センターと連携しながら、講習修了者に就業開拓した事業所へ就業する機会を提供していくこととします。

また、センターに関する周知・広報や就業体験を通じて、センターにおける高齢者の一層の活躍を促進していくこととします。

9 その他の事業

(1) 相談、支援事業

各センターにおけるシルバー事業が円滑に推進できるよう、相談、支援活動を強めます。

(2) 調査、情報の収集・提供事業

シルバー事業関係の各種統計資料作成のための調査を行うとともに、情報の収集、提供等を行います。